

## 2022年 特訓問題集 2 中小企業経営・政策

## 中小企業施策 【改正表】

法令改正等により、標記書籍に掲載されている内容に変更・追加・削除項目がございます。恐れ入りますが、下記の内容へ変更のうえご利用いただきますようお願いいたします（下線部が変更点です）。

## 1. 重要法令編

## 1. 第6問 中小企業等経営強化法①

改正前	改正後
<p>●目的（第一条） この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、<u>創業及び新たに設立された企業の事業活動の支援</u>、中小企業の①及び中小企業等の②の支援、中小企業の先端設備等導入の支援並びに中小企業の③の支援を行うこと等により、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>	<p>●目的（第一条） この法律は、中小企業等の多様で活力ある成長発展が経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、新たに設立された企業の事業活動並びに中小企業等の①、②、先端設備等導入及び③の支援を行うことにより、中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。</p>

## 2. 第7問 中小企業等経営強化法②

改正前	改正後
<p>●経営革新計画の承認（第十四条第一項、第二項） <u>中小企業者及び組合等は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（経営革新計画）を作成し、②で定めるところにより、これを③に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。</u></p> <p>（中略）</p> <p>五 <u>組合等</u>が経営革新に係る⑧のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準</p>	<p>●経営革新計画の承認（第十四条第一項、第二項） <u>特定事業者は、単独で又は共同で行おうとする経営革新に関する計画（経営革新計画）を作成し、②で定めるところにより、これを③に提出して、その経営革新計画が適当である旨の承認を受けることができる。</u></p> <p>（中略）</p> <p>五 <u>特定事業者</u>が経営革新に係る⑧のための費用に充てるためその<u>直接又は間接</u>の構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあつては、その賦課の基準</p>

## 3. 第8問 中小企業等経営強化法③

改正前	改正後
<p>●経営力向上計画の認定（第十七条第一項、第二項）</p> <p>中小企業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（経営力向上計画）を作成し、<b>⑤</b>で定めるところにより、これを<b>⑥</b>に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>	<p>●経営力向上計画の認定（第十七条第一項、第二項）</p> <p>特定事業者等は、単独で又は共同で行おうとする経営力向上に関する計画（経営力向上計画）を作成し、<b>⑤</b>で定めるところにより、これを<b>⑥</b>に提出して、その経営力向上計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>

## 2. 頻出基本編

## 1. 第2問 経営革新

改正前	改正後
<p><b>解説</b></p> <p>中小企業等経営強化法は、中小企業等の経営強化を図るため、(1)創業、(2)経営革新、(3)経営力向上、(4)先端設備等導入、(5)事業継続力強化を支援するための措置を講じるものである。</p>	<p><b>解説</b></p> <p>中小企業等経営強化法は、中小企業等の経営強化を図るため、(1)新規中小企業者等の事業活動、(2)経営革新、(3)経営力向上、(4)先端設備等導入、(5)事業継続力強化を支援するための措置を講じるものである。</p>

## 2. 第3問 中小企業再生支援協議会

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編 ●択一問題編 問題・解答・解説 全て</p>	<p>削除</p>

## 3. 第12問 中小企業関連税制①

改正前	改正後
<p>●穴埋め問題編 <b>問題</b></p> <p>(4) 欠損金の繰越控除・繰戻還付</p> <p>(中略)</p> <p>また、青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業（令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額については、<u>資本金10億円以下の企業</u>）は、事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の<b>⑧</b>額を乗じて得た金額の還付を受けることができる。</p>	<p>●穴埋め問題編 <b>問題</b></p> <p>(4) 欠損金の繰越控除・繰戻還付</p> <p>(中略)</p> <p>また、青色申告書を提出する資本金1億円以下の中小企業は、事業年度に欠損金が生じた場合、当事業年度の欠損金額を前事業年度の所得金額で除した値に、前事業年度の<b>⑧</b>額を乗じて得た金額の還付を受けることができる。</p>

## 4. 第12問 中小企業関連税制①

改正前	改正後
● 択一問題編 問題・解答・解説 全て	削除

## 3. 重要図表編

## 1. 第18問 中心市街地活性化対策

改正前	改正後
<b>語群</b> 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣	<b>語群</b> 中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣
<b>解答</b> ③ <u>中心市街地商業活性化アドバイザー派遣</u>	<b>解答</b> ③ <u>中小企業アドバイザー（中心市街地活性化）派遣</u>

## 2. 第21問 事業承継税制

改正前	改正後								
<b>問題</b>	<b>問題</b>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前の計画策定等</td> <td>① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和5年（2023年）3月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table>		特例措置	事前の計画策定等	① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和5年（2023年）3月31日まで</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>特例措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事前の計画策定等</td> <td>① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和6年（2024年）3月31日まで</u></td> </tr> </tbody> </table>		特例措置	事前の計画策定等	① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和6年（2024年）3月31日まで</u>
	特例措置								
事前の計画策定等	① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和5年（2023年）3月31日まで</u>								
	特例措置								
事前の計画策定等	① 年以内の特例承継計画の提出 平成30年（2018年）4月1日から <u>令和6年（2024年）3月31日まで</u>								
<b>語群</b> <u>5</u>	<b>語群</b> <u>6</u>								
<b>解答</b> <u>① 5</u>	<b>解答</b> <u>① 6</u>								

## 3. 第22問 事業承継ガイドライン

改正前	改正後
<p><b>問題</b> 社外への引継ぎ ステップ4：⑥実施 ステップ5：M&amp;A等の実行</p> <p><b>語群</b> マッチング</p> <p><b>解答</b> ⑥マッチング</p>	<p><b>問題</b> 社外への引継ぎ ステップ4：⑥の工程 ステップ5：M&amp;Aの実行</p> <p><b>語群</b> M&amp;A</p> <p><b>解答</b> ⑥M&amp;A</p>

## 4. 応用編

## 1. 第3問 中小企業等経営強化法

改正前	改正後
<p>(設問1) 問題・解答・解説 全て</p>	削除

## 2. 第3問 中小企業等経営強化法

改正前	改正後
<p><b>解説</b> (設問2) 中小企業等経営強化法は、中小企業等の経営強化を図るため(1)創業、(2)経営革新、(3)経営力向上、(4)先端設備等導入、(5)事業継続力強化を支援するための措置を講じるものである。</p>	<p><b>解説</b> (設問2) 中小企業等経営強化法は、中小企業等の経営強化を図るため(1)新規中小企業者等の事業活動、(2)経営革新、(3)経営力向上、(4)先端設備等導入、(5)事業継続力強化を支援するための措置を講じるものである。</p>

## 3. 第6問 中小企業再生支援協議会

改正前	改正後
問題・解答・解説 全て	削除

## 4. 第19問 再チャレンジ支援融資

改正前	改正後
<p><b>問題</b> U氏：「設備資金は20年以内、運転資金は7年以内ですが、いずれもB年以内の据置期間が設けられています。」</p>	<p><b>問題</b> U氏：「設備資金は20年以内、運転資金は15年以内ですが、いずれもB年以内の据置期間が設けられています。」</p>

## 5. 第 19 問 再チャレンジ支援融資

改正前	改正後
<b>解説</b> c.貸付期間： 設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 <u>7</u> 年以内（うち据置期間 2 年以内）	<b>解説</b> c.貸付期間： 設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内） 運転資金 <u>15</u> 年以内（うち据置期間 2 年以内）

## 6. 第 24 問 事業承継税制（特例措置）

改正前	改正後
<b>問題</b> （設問 2） ア <u>令和 5 年</u> 3 月 31 日までに特例承継計画を税務署に提出する必要があります。	<b>問題</b> （設問 2） ア <u>令和 6 年</u> 3 月 31 日までに特例承継計画を税務署に提出する必要があります。

## 5. その他

## 1. 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症に関する支援策については、経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>) をご参照ください。

## 2. ロシア等によるウクライナの侵略をめぐる国際情勢に関連した経済産業省による支援策・措置

ロシア等によるウクライナの侵略をめぐる国際情勢に関する支援策については、経済産業省のホームページ (<https://www.meti.go.jp/ukraine/index.html>) をご参照ください。

以上